

控訴事件の判決及び同判決に対する上告受理の申立てについて

1 事件名

地区計画条例取消請求控訴事件（東京高等裁判所 平成24年（行コ）第205号）

2 当事者

控訴人 杉並区民1名

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成22年(2010年)4月21日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成24年(2012年)4月27日 東京地方裁判所で訴え却下の判決言渡し

5月9日 東京高等裁判所に控訴の提起

9月27日 東京高等裁判所で控訴棄却の判決言渡し

10月9日 最高裁判所に上告受理の申立て

4 事案の概要

本件は、控訴人が、被控訴人が制定した建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例である中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例（平成21年中野区条例第32号。平成23年中野区条例第53号による改正後の現行のもの。以下「本件条例」という。）の制定行為が、行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分の取消しの訴えの対象に当たるとを前提として、その取消しを求めたものである。第1審は、原告らの訴えを却下する旨の判決をし、控訴人が、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起していたものである。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人の訴えを却下した部分を取り消す。
- (2) 本件条例を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審を通じ被控訴人の負担とする。
との裁判を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 訴訟費用は、控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 本件条例の制定行為の処分性に対する当裁判所の判断は、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における控訴人の主張をそれぞれ検討しても、本件条例の制定行為が、他に行政庁の法令の執行行為という処分を待つことなく、その施行により特定の個人の権利義務や法的地位に直接影響を及ぼし、行政庁の処分と実質的に同視し得ることができるようなものに当たるといふことはできない。

ウ 周辺住民の権利利益の実効的な救済のため本件条例制定行為の処分性を認めるべきとの控訴人の主張は、特定の個人の権利義務や法的地位に直接影響を及ぼさない条例の制定行為であっても処分性を認めるべきとの趣旨であればこれを採用することはできない。

※ 参考（原審の判断）

ア 条例の制定行為は、普通地方公共団体又は東京都の特別区の議会が行う一般的、抽象的な法規範を定める立法作用に属し、一般的には、処分の取消しの訴えの対象となる処分に当たるものでないことはいうまでもないが、他に行政庁の法令の執行行為という処分を待つことなく、その施行により特定の個人の権利義務や法的地位に直接影響を及ぼし、行政庁の処分と実質的に同視し得ることができるような例外的な場合には、処分の取消しの訴えの対象となる処分に含まれるものと解するのを相当とすることもあり得る。

イ 本件条例は、それが建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例として定められたものであることや、その規定の文言及び内容に照らせば、法律の委任に基づき、東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画（東京都が平成19年4月6日付けで告示した東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画の決定並びに平成21年6月22日付け及び平成23年8月19日付けで告示した同地区計画の変更の決定に係る地区計画をいう。）の区域のうち本件条例が適用される区域内において建築される建築物の敷地、構造、用途等に関する制限等について、一般的、抽象的な法規範を定めたものであり、本件条例の規定は、法的には、本件条例が施行された後に当該区域内において建築物の建築等をしようとする者の全てに適用され、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に当たるものとして同法による行政庁等の執行行為に供される性格のものであることが明らかであって、本件条例の制定行為をもって、上記アの例外的な場合に当たるものといふことはできない。

ウ したがって、本件条例の制定行為をもって、処分の取消しの訴えの対象となる処分に該当するものといふことはできない。

7 上告受理の申立ての趣旨

本件上告を受理する。原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。